

令和 8 年度豊川市施設園芸エネルギー価格高騰対策支援金の概要

2026 年（令和 8 年） 8 月 1 5 日時点資料

1 目的

昨今の燃油価格の高騰により、県内の施設園芸農業者が厳しい経営状況に直面しています。愛知県では、「愛知県施設園芸用燃油価格高騰対策支援金（令和 7 年 1 0 月～令和 8 年 3 月分）」（以下「県支援金」といいます。）を交付する事業を実施しましたが、豊川市ではこれと協調し、国の重点支援地方交付金を活用し、市独自の「令和 8 年度豊川市施設園芸エネルギー価格高騰対策支援金」（以下「支援金」といいます。）を交付します。

2 交付対象者（要件）

(1) 豊川市内に住所を有し、県支援金事業により県支援金の交付を受けた方

※県支援金事業の詳細は、県HPをご参照ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/engei/nenryu-kakaku-aichi.html>

(2) 市内に住所（法人については主たる事務所の所在地）を有する方。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）である団体でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている団体又は暴力団員でないこと。

(5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体又は個人でないこと。

(6) 市税等の未納・滞納がないこと。

(7) 他の市町村の制度により支援金、補助金等を受給していないこと。

※市税等の未納・滞納がある場合について

市支援金の交付決定時点で市税等の未納・滞納がある方についての対応は、令和 8 年 1 2 月 2 8 日を期限とします。（市税等の未納・滞納の解消が令和 8 年 1 2 月 2 8 日までに終わらない場合は、市支援金を交付できません。なおこの場合、令和 8 年 1 2 月 2 8 日までに納期限が到来した市税等の未納・滞納を含みます。）

3 支援金額

県支援金事業により交付を受けた県支援金額の 1 / 2 以内（予算の範囲内）

4 申請期間

令和8年9月1日（火曜日）～同年9月30日（水曜日）

5 提出書類

- ・令和8年度豊川市施設園芸エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書
- ・通帳の写し(振込先口座及び県支援金の交付（入金）が確認できるページ）
※添付資料(例)をご参照ください

6 申請方法

(1) JA ひまわりを通じて県支援金事業の申請をした方

→下記のいずれかへ持参

- | |
|---|
| ① JA ひまわり 総合集出荷センター 管理棟1階 受付窓口
(豊川市三上町西河原 100 TEL 85-1234) |
| ② JA ひまわり 西部営農センター
(豊川市御津町上佐脇西区 75 TEL 76-2220) |
| ③ JA ひまわり とまと集出荷センター
(豊川市三上町雨谷口 34 TEL 83-8100) |
| ④品目担当者 |

(2) 東三温室園芸農業協同組合を通じて県支援金事業の申請をした方

→東三温室園芸農業協同組合事務所へ、郵送、持参、メールにて提出

〒442-0824 豊川市下長山町天王下 120 番地 1 東三温室園芸農業協同組合事務所 令和8年度豊川市施設園芸エネルギー価格高騰対策支援金申請担当 宛て 電話番号：0533-85-3462 メール：tosan10@smile.ocn.ne.jp

(3) (1) (2) 以外の方

→豊川市役所産業環境部農務課へ、郵送、持参、メールにて提出

〒442-8601 豊川市諏訪一丁目 1 番地 豊川市役所産業環境部農務課 令和8年度豊川市施設園芸エネルギー価格高騰対策支援金申請担当 宛て 電話番号：0533-89-2138 メール：nomushinsei@city.toyokawa.lg.jp

7 支援金の交付

令和8年11～12月中（予定）

※決定次第ホームページでお知らせいたします。なお、支援金の交付は個別に通知しませんので、通帳でご確認ください。

※通帳には、「トヨカシノウキ」と記載されます。

8 お問い合わせ先

豊川市役所産業環境部農務課 電話番号：0533-89-2138